物に限る。以下アにおいて同じ。）について、２（５）のとおり、農林水産物生産業者に対する生産の促進の要請又は農林水産物生産可能業者に対する生産の協力の要請を行う。ただし、この要請に当たっては、事態の深刻度に鑑み、可能な限り多くの熱量等を速やかに供給し得るよう、最低限必要な範囲で農林水産物生産業者等に対し、当該措置対象特定食料等を優先的に生産するよう要請する。

主務大臣は、この要請をしてもなお食料供給困難事態を解消することが困難であると認められ、必要がある場合には、３（３）のとおり、要請を受けた農林水産物生産業者等に対し、生産計画の作成・届出や、計画の変更が可能と見込まれる農林水産物生産業者等に対し、生産計画の変更を指示する。

主務大臣は、新たに政令指定した措置対象特定食料等を含め、本法第17条第３項の規定による指示をしてもなお国民が最低限度必要とする食料の供給の確保が困難であると認められ、必要がある場合には、同条第４項の規定に基づき、同条第２項において読み替えて準用する本法第15条第２項の規定による指示に従って届出をした農林水産物生産業者等であって、その届出に係る生産計画の内容その他の当該措置対象特定食料等の生産の事情を考慮して当該措置対象特定食料等の生産をすることができると認められる者に限り、当該生産計画を変更すべきことを指示する。

こうした熱量等を重視した生産の転換が必要な場合には、現に食料生産が行われていない土地を活用することも視野に入れる必要があるが、例えば休耕地における耕作者の確保や荒廃農地の再生のための費用・労力など課題が多いことを踏まえ、比較的容易に食料生産を行い得る土地から優先的に活用していくことを基本とし、必要に応じてこの趣旨を踏まえて要請等を行う。

なお、畜産物の生産は、大家畜（牛）については、飼料作物、野草等の粗飼料を最大限活用して一定水準の生産を維持し、中小家畜（豚や鶏）については、食品残さ等の利用により可能な限り生産を維持しつつ、飼料穀物の供給の減少程度及び食肉処理施設等の処理能力に応じ、計画的な食肉・食鳥処理の必要性についても検討する。

イ　価格の規制・統制

本法に基づく出荷又は販売の調整等に関する措置その他対策を講じてもなお、食料価格が著しく高騰し、又は高騰するおそれがある場合には、実施方針に定めるところにより、各法令の要件に従い、食料を含む生活関連物資の価格の安定を目的とする国民生活安定緊急措置法に基づく標準価格の設定等の措置や、物価統制令に基づく公定価格としての統制額を指定する措置等を講ずる。また、必要に応じて、過度な価格高騰をもたらす取引行為を制限するため、買占め及び売惜しみ防止法に基づく買占め又は売惜しみの防止のための措置を講ずるものとする。

ウ　割当て・配給の実施

限られた食料を国民に公平に分配するとともに、熱量確保等のための生産を行う事業者に必要な生産資材の優先的な供給等を行うため、実施方針に定めるところにより、各法令の要件に従い、国民生活安定緊急措置法や食糧法に基づく割当て・配給を実施する。

割当て・配給の対象とする品目、対象者・対象地域、数量、実施の方法等については、実際の状況を踏まえた上での具体的な検討・整理を要することとなるが、国民にとって容易に入手可能な仕組みとする必要があるほか、乳幼児、高齢者、疾患・食物アレルギーのある者などへの配慮を行うことや国民の栄養・健康状態を的確に把握することも重要となる。このため、地方公共団体や関係団体等と協力しつつ、国民一人一人の栄養・健康状態の悪化を防ぐための取組を総合的に講ずるものとする。

Ⅴ　その他食料供給困難事態対策の実施に関し必要な事項

１　特定食料及び特定資材の指定に関する事項

特定食料及び特定資材の政令指定については、以下の要素を勘案して行うものとする。

（１）特定食料の指定について

特定食料については、本法第２条第１項の規定のとおり、米穀、小麦、大豆その他の農林水産物であって、

・　国民が日常的に消費しているものその他の国民の食生活上重要なもの又は
・　食品の製造若しくは加工若しくは食事の提供を行う事業において原材料として重要な地位を占めるものその他の国民経済上重要なもの

として政令で定めるもの（当該農林水産物を原材料として製造し、又は加工した食品であって政令で定めるものを含む。）としている。

農林水産物には多くの品目が存在し、また農林水産物を原材料として製造又は加工される食品も更に膨大な数に及ぶことを踏まえ、以下に記載する観点を総合的に考慮しつつ、指定するものとする。

ア　国民の食生活上の重要性

人の生命維持において最も基礎的な「熱量」や、健全な身体機能・活動において重要な「たんぱく質」及び「脂質」の供給源として特に重要なもの。

イ　国民経済上の重要性

食品製造業及び外食産業において需要額が大きいもの。

ウ　本法に基づく供給確保のための措置の必要性

主として農林水産物の形態で流通・保管されるものは農林水産物のみを指